



消防団の定年制を廃止します

議案名

笠岡市消防団条例の一部を改正する
条例について

消防団条例の改正案を一部修正して可決しました。

Q どういう改正案だったの？

A 消防団の退職日を定年に達した日以降の最初の「4月30日」から「3月31日」に改める
ことや、団本部長という役職と報酬を新たに設けること。さらに、水火災及び警戒の団員の
出動時の費用弁償の額を増額すること等を定めたものでした。
議会では、これに加え定年制を廃止する条文を追加して可決しました。

Q なぜ定年制廃止を追加したの？

A この条例改正案が3月定例会で提案される前に、1月17日の総務文教委員会協議会で、
事前に改正案の説明がなされました。その際には処遇の改善、団員確保、体制強化を目的に、
今回の改正内容に加え、現行の団長・副団長を70歳、分団長・副分団長を65歳、部長・
班長・団員を60歳としている定年制を廃止するとの説明もありました。

しかし、定例会開催にあたり示された条例案では、定年制廃止に触れた条文がありませんでした。

これに対し、3月定例会での本議案の審議にあたり

議員から

- ・当事者である消防団との意思疎通・状況
 - ・議会・消防団に対して突然の変更についての説明がない理由
 - ・地域防災力低下の懸念
 - ・定年制が及ぼす団員への影響
- 等をただす質疑がありました。



また、委員会では

「各分団とも団員確保に苦慮している。地域の安心安全を守るためにも、可能な方には団活動
を継続してもらいたい。若い団員は昼間だと仕事があり、現場に駆けつけられない等の意見が
多数あり、定年制廃止を入れた条例を」
との動議が出され

高齢化が進展している社会情勢や定年制度の運用による消防団員数の減少等に鑑み、定年制
度を撤廃するため、全会一致で修正可決すべきと決定し、本会議においても全議員の賛成の
もと、修正可決されました。